



第2次
東近江市
地域福祉計画

概要版



なぜ今地域福祉計画が必要なのか

1) 策定の意義

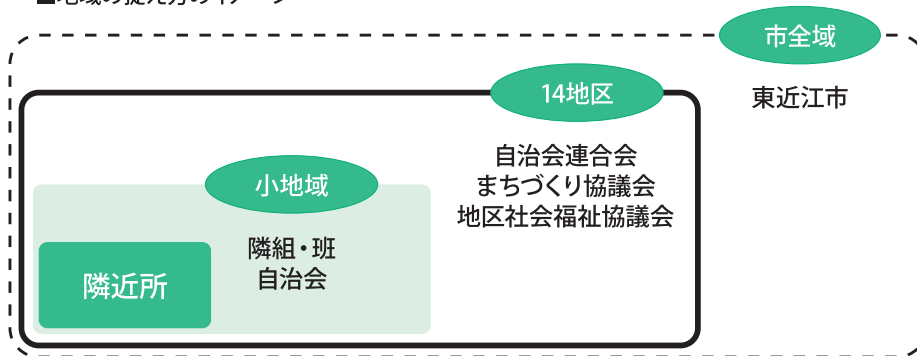
本市では、第1次地域福祉計画策定以降、市民協働推進計画等に基づく協働のまちづくりの推進により、地域等が主体となって、地域の課題を解決する取組が生まれています。そうした取組や動きを市全体に広げるために、そこから紡ぎ出された地域福祉の理念や方針を示すとともに、活動を見える化し、共有することが必要になります。さらに、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーター等の人づくりやボランティア、NPO（非営利活動団体）、民間団体、行政等の連携とネットワーク化が必要です。

第2次地域福祉計画は、こうした現状の中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを市民、関係機関、行政等が協働して推進していくための新たな指針となるものです。そのため、計画の策定に当たっては、市民、福祉関係団体等の意見や意向を把握し、地域福祉の取組の現状や課題を明らかにした上で、それに対する支援策について明示しています。

2) 「地域」の考え方

本計画における地域福祉の推進単位となる地域の考え方は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会等の活動区域である14地区を基本とします。防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動は、隣組、班、自治会等の更に小さな地域（小地域）で推進します。

■地域の捉え方のイメージ

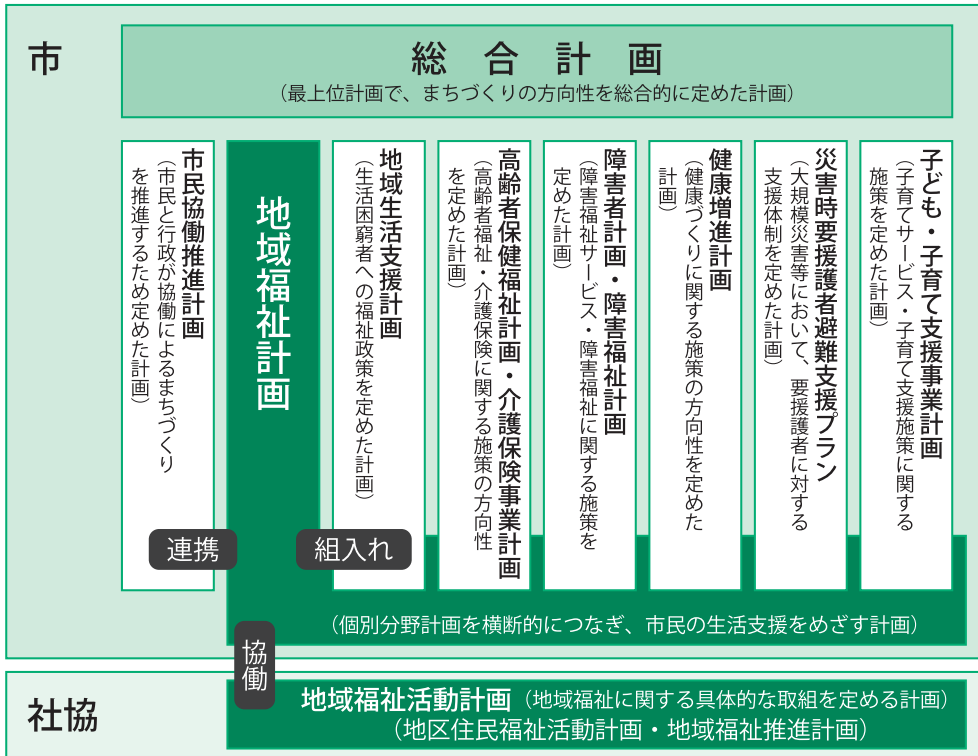




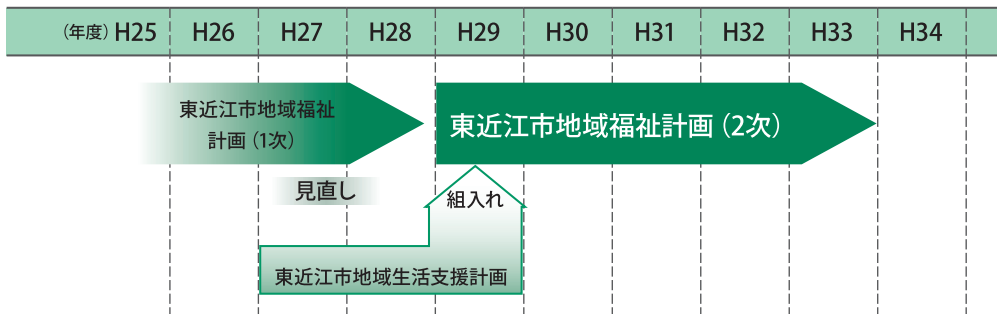
地域福祉計画の位置づけ・期間

本計画は、「第2次東近江市総合計画」に示されている基本構想を踏まえ、高齢者、障害者、子ども等、“対象者”に着目した既存の計画やまちづくりの視点も含めて、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援を目指す基本計画として位置づけます。

計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間の計画となっています。



■地域福祉計画、その他計画の計画期間



計画の策定方法

計画策定に当たり広く関係者や市民の意見を反映させるため、学識経験者や公募市民、社会福祉を目的とする市民団体、保健・医療・福祉の関係者で構成する「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案を検討しました。

また、市役所の関係課職員で構成する「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、地域福祉推進のための調査研究や資料収集を行い、策定委員会に提供するとともに、計画案を検討しました。



計画の基本理念

共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

第2次東近江市総合計画の「暮らし」における基本方針である「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の理念として位置づけます。

「共に見守り支え合い」という考え方は、近年、国が「新たな福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものといえます。「地域共生社会」とは、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。また、「豊かに暮らせるまち」を目指す上で、福祉分野の充実にとどまらず、まちづくりに結びつけることに主眼を置いて事業を進めます。



3つの目標と3つの柱

3つの目標

目標 A

誰もが役割をもち孤立しない「地域共生社会」の実現に向けた協働のまちづくりを進めます

目標 B

福祉制度のはざまをつくらない新たな地域福祉の「しかけ」をつくります

目標 C

「協働のまちづくり」や「新たな地域福祉のしかけづくり」を応援する公民協働の「仕組み」をつくります

3つの柱

【1】「わがごと」の地域づくり

福祉制度や社会サービスが成熟した現代、その人らしい生き生きとした暮らしは、自分が主体的に関わりをもって初めて実現します。また、近年、課題として取り上げられる社会的孤立は、福祉制度だけでは解決することはできず、地域での共助の取組が不可欠です。

誰もが「他人ごと」ではなく、自分のこと、「わがごと」として、暮らしやまちのことを考え行動することが大切です。すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる協働のまちづくりを進めます。

【2】「まるごと」のしかけづくり

生活課題が複雑化する中、複合的な問題を抱え「縦割り」福祉の制度に当てはまらない人が出てきました。また、地域によっては、人口減少が加速する中で、従来の制度ごとの施策では対象者とともに支援する人材や活用できる社会資源が限られ、事業運営が非効率となるとともに、適切なサービス提供に支障が生じています。

そうした背景から、子どもから若者、障害者、高齢者まで、福祉も医療も教育もまちづくりも含んだ「まるごと」のしかけが必要になっています。

【3】「みんなの応援」の仕組みづくり

社会福祉法人、社会福祉協議会を柱【1】「わがごと」の地域づくりや、柱【2】「まるごと」のしかけづくりを支援する応援役と位置づけ、地域福祉推進の基盤として、その役割や仕組みを示し、公民が協働して応援の仕組みをつくります。

これまで、主に対象者別の福祉事業の担い手として活動していた社会福祉法人は、社会福祉法の改正により、地域における公益的取組を実施することが責務として規定されました。このため、本計画では社会福祉法人を地域福祉の応援役として位置づけています。



9つの施策と具体的取組一覧

【1】「わがごと」の地域づくり

施策

取組

施策1

地域で自分らしく
暮らせる関係づくり

1-1 ▶ 誰もが地域で役割を持ち、自分らしく生きる「生活当事者」であるという理念の共有を図ります。

1-2 ▶ 福祉を「他人ごと」から「わがごと」にするために、他者の「困りごと」に関心を持ち、共有・活動する場を増やします。

1-3 ▶ 地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します。

施策2

お互いさまの
支え合いづくり

2-1 ▶ 地域福祉推進の基本単位を14地区とし、各地区における組織的な取組を支援します。

2-2 ▶ サロンや見守り、生活支援など、小地域の地域福祉活動を推進します。

2-3 ▶ 災害等緊急時の安全を確保するための支援を行います。

施策3

誰もが主役の
まちづくり

3-1 ▶ 子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味を持ち、参画できる工夫や働きかけを行います。

3-2 ▶ 福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど、分野の枠を越えて人がつながる企画や場を提供します。

3-3 ▶ NPOや民間企業が市民や行政とともにまちづくりに参画し、力を発揮できる環境づくりを推進します。

【2】「まるごと」のしかけづくり

施策

取組

施策4

制度のはざまをつくらない
課題発見と相談体制の構築

4-1 ▶ 「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」に向けて、横断的な連携と相談の質の向上を図ります。

4-2 ▶ 地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員と地域の各団体、専門機関などとの連携を進めます。

4-3 ▶ 相談機関の連携を図り、地域の権利擁護体制の充実と相談体制の包括化を目指します。

施策5

地域の資源を生かした
拠点機能の強化

5-1 ▶ 地域共生社会づくりを進めるため、地域福祉の多機能な拠点のあり方を検討します。

5-2 ▶ 地域の多様な活動を含めた地域福祉の拠点に対する認証制度を導入します。

5-3 ▶ 地域の拠点が地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する場となるよう、しかけづくりを行います。

施策6

分野を越えた地域福祉の
多様な人材育成

6-1 ▶ 地域福祉を実践する人材の育成に取り組みます。

6-2 ▶ 介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を地域福祉の人材として位置づけ、その発掘と育成に取り組みます。

6-3 ▶ 行政の地域担当制を生かし、地域福祉人材が横につながるプロジェクトを実施します。

【3】「みんなの応援」の仕組みづくり

施策

取組

施策7

社会福祉法人による
公益的活動の推進

7-1 ▶ 社会福祉法人による公益的活動を推進するため、ラウンドテーブルの設置を進めます。

7-2 ▶ ラウンドテーブルやプロジェクトを活用し、社会福祉法人が地域福祉を担うための人材を育成します。

7-3 ▶ 本計画の取組を社会福祉法人の公益的活動として推進します。

施策8

社会福祉協議会による
地域福祉の基盤強化

8-1 ▶ 社会福祉協議会と協働し、14地区を単位に東近江市版の共助の仕組みづくりを進めます。

8-2 ▶ 地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、「まるごと」のしかけづくりを応援します。

8-3 ▶ 行政と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検します。

施策9

地域福祉行政の組織強化と
推進体制の構築

9-1 ▶ 地域福祉を推進する行政担当部署の強化を図り、地域福祉とまちづくりの連携を進めます。

9-2 ▶ 地域生活支援計画の進行管理を強化するため、運営推進会議を充実します。

9-3 ▶ 「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。

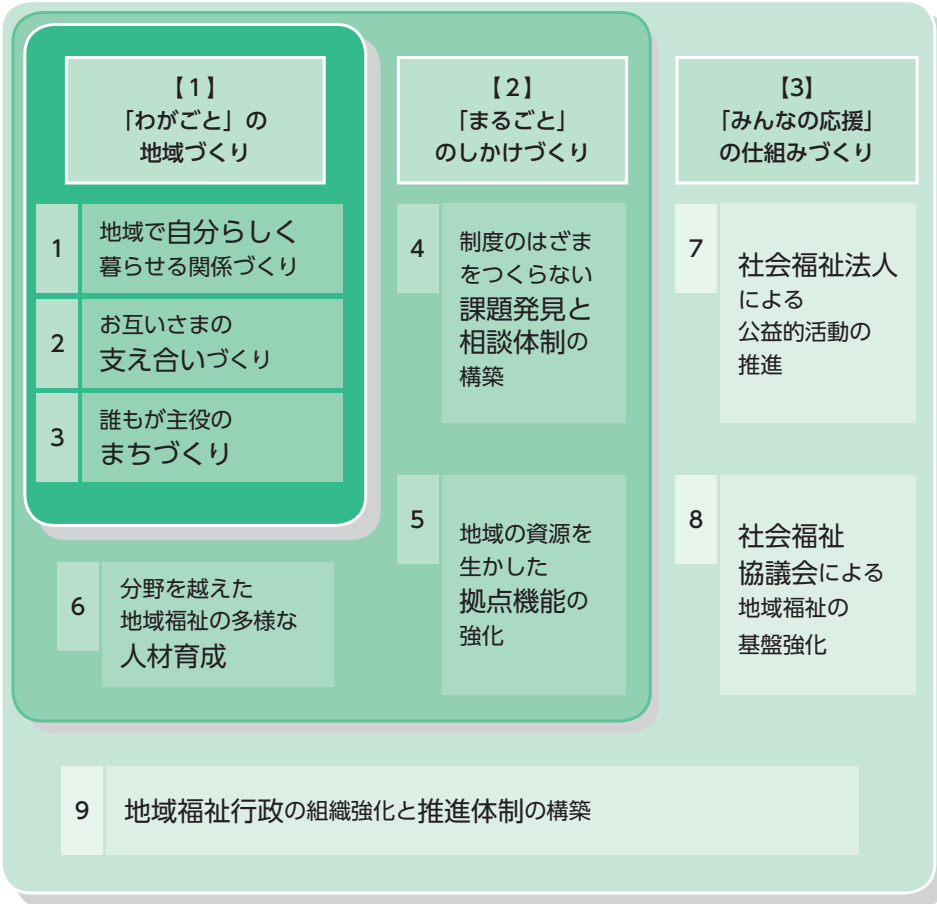




施策間の関連

柱【1】【2】【3】は、以下の図のように【1】を【2】が強化し、さらにそれを【3】で支えるという関係になっています。【1】で取り上げている多様な人や団体が生き生きと活躍できるステージをつくることを目指しており、【2】がそのステージを動かす舞台装置、【3】が多様な人や団体を支えるスタッフや舞台の土台となっています。

さらに、施策1～9は、【1】、【2】、【3】の3つの柱（縦軸）のほかに、横軸でも関連をもった構成としています。

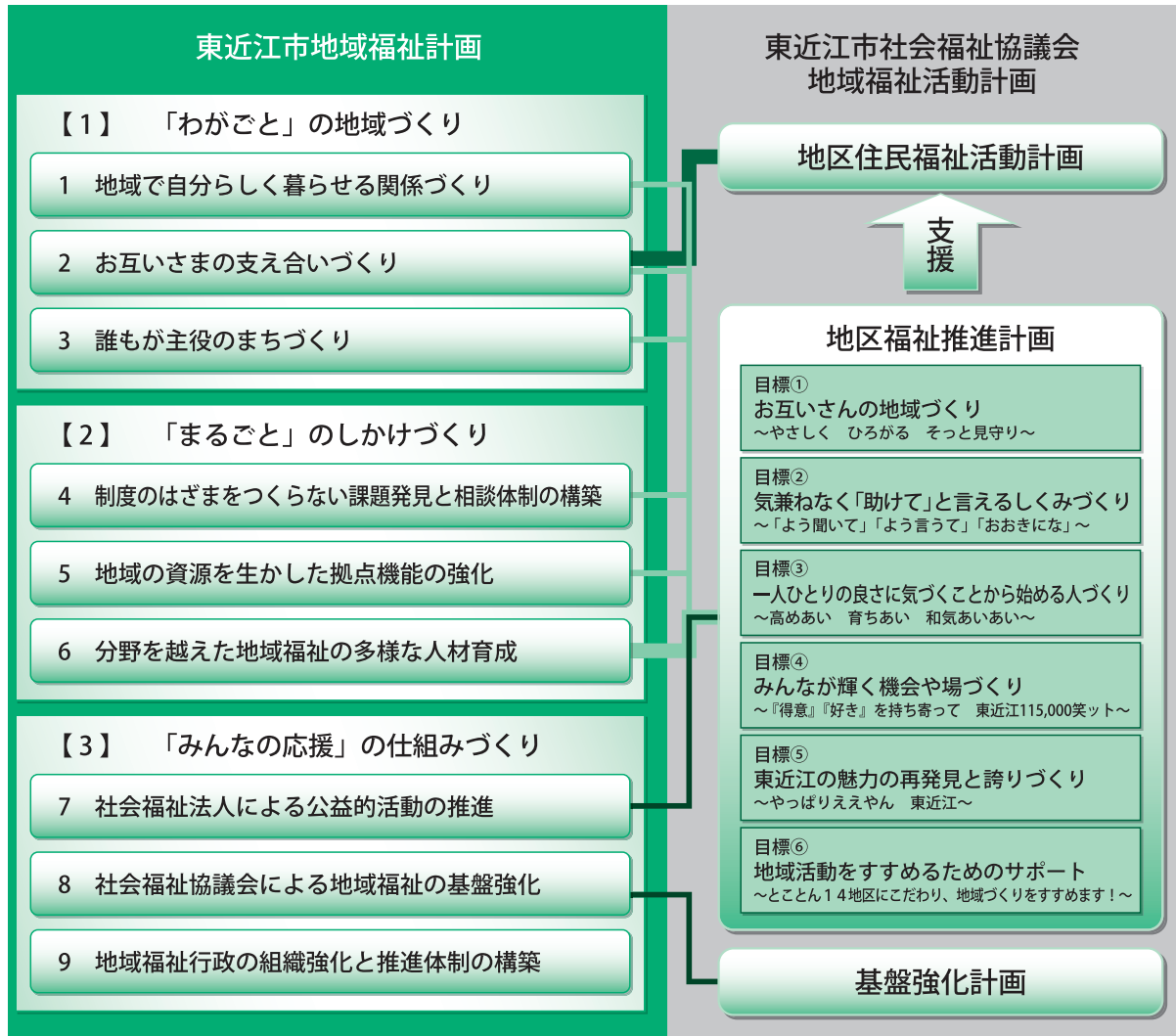


【1】 「わがごと」の 地域づくり	【2】 「まるごと」 のしかけづくり	【3】 「みんなの応援」の 仕組みづくり	
施策 1 地域で自分らしく暮らせる関係づくり	施策 4 制度のはざまをつくらない課題発見と相談体制の構築	施策 7 社会福祉法人による公益的活動の推進	福祉の起点 一人一人の「人」を大切に する視点
施策 2 お互いさまの支え合いづくり	施策 5 地域の資源を生かした拠点機能の強化	施策 8 社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化	地域福祉の中軸 「小地域」や「地区」を単位 とした活動
施策 3 誰もが主役のまちづくり	施策 6 分野を越えた地域福祉の多様な人材育成	施策 9 地域福祉行政の組織強化と推進体制の構築	新たな挑戦 市域全域で分野を越えた連携と参画



社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携

本計画は社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に推進します。



計画の推進体制

「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。地域福祉計画推進委員会は、計画の評価と進行管理を1年ごとに行います。地域福祉プロジェクト委員会は、地域福祉計画の実施内容の点検を行います。

